

旅館業営業で必要な届出・申請について

実態に合わせた届出・申請をお願いします！



1. 変更届出が必要な場合

① 施設の構造設備を変更した場合

※大規模に構造設備を変更する場合は、変更届出ではなく新規申請が必要になる場合があります。あらかじめ保健所までご相談ください。

② 申請した法人の名称、所在地、代表者を変更した場合

③ 申請した個人の住所、氏名を変更した場合

④ 浴場の衛生管理責任者を変更した場合

⑤ 施設名称を変更した場合

2. 廃止届出が必要な場合

旅館業施設を廃業した場合

3. 承継承認申請が必要な場合

① 申請者が亡くなり相続する場合（60 日以内）

② 申請した法人が合併もしくは分割する場合（事前申請）

③ 営業を譲渡する場合（事前申請）

※手数料（7,400 円）が必要です

4. その他注意事項

別施設を設ける又は施設を移転する場合は、新施設について営業許可申請が必要です。

※不明点、手続きの詳細については下記までお問合せください！



問合せ先

八幡浜保健所 生活衛生課 生活衛生係

Tel:0894-22-4111（内線 309）

E-mail:yaw-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp